

別記第4号様式（第10条関係）

自衛消防訓練通知書

令和4年 4月 1日	
函館市消防長（ 消防署長） 様	
職・氏名 支配人 消防 太郎	
防火（防災管理）対象物の所在地	函館市東雲町5番9号
防火（防災管理）対象物の名称	消防ホテル
担当者および連絡先	担当者 消防 太郎 連絡先 22-2151
実施日時	令和4年 4月20日 13時30分から
訓練種別	<input checked="" type="checkbox"/> 防火管理に係る総合訓練（消火・避難・通報） <input type="checkbox"/> 防火管理に係る部分訓練 <input type="checkbox"/> 消火 ・ <input type="checkbox"/> 避難 ・ <input type="checkbox"/> 通報 （特定防火対象物（16の3項を除く。）は、消火および避難の訓練が年2回以上義務付けられています。） <input type="checkbox"/> 防災管理に係る総合訓練
火災通報装置の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
設備等関係業者の立会	<input checked="" type="checkbox"/> 有（業者名：（株）函館防災） ・ <input type="checkbox"/> 無
消防職員の立会希望	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
訓練参加人員	職員 15名 その他 名 合計 15名
訓練概要	日中において、1階厨房から火災が発生したと想定し、通報・消火・避難誘導訓練を実施する。避難先は屋外駐車場とする。
※受付欄	※処理欄

飲食店や店舗等の不特定多数の人が出入りする、特定用途の防火対象物で防火管理者の選任義務がある事業所等は、消火訓練および避難誘導訓練のどちらも年2回の実施が義務づけられています。
 119番通報訓練については、消防計画に定めた回数となっておりますが、年1回以上の訓練の実施をお願いします。
 また、防火管理者の選任義務のある上記以外の非特定用途の防火対象物は消防計画に定めた回数の訓練を実施する必要があります。
 特定用途および非特定用途についてご不明な方は以下の URL を参考にしてください。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021062400018/>
 また、部分訓練を実施する場合は、実施する項目に✓印を記入してください。

火災通報装置とは、消防法施行令第23条に規定する消防機関へ通報する火災報知設備になります。火災通報装置を使用して訓練する場合は、有に✓印を記入してください。

訓練指導等のために消防職員の立会いを希望する場合は「有」✓印を記入してください。
 また、その際は事前に管轄の消防との日程調整が必要になりますのでご注意ください。

職員は参加する従業員数、その他は職員以外の人数（学校の生徒や施設・共同住宅の入居者等が該当します。）を記載してください。

記載例となります。
 時間帯、出火場所や避難場所および簡単な訓練の内容を記載してください。訓練内容を別紙で作成している場合は、「別紙による。」と記載し訓練内容を記載しているものを添付してください。

- 注
- 1 該当する□には、✓印を記入してください。
 - 2 訓練概要欄に実施内容が記載できない場合は、別紙として添付してください。
 - 3 消防職員の立会を希望する場合は、事前に日程調整が必要です。
 - 4 災害の発生等により急遽職員の立会を中止する場合があります。なお、事前連絡ができない場合がありますのでご了承ください。
 - 5 ※印の欄は、記入しないでください。